

「通貨オプションに係る協定事業者のあっせん利用負担金の
特例に関する規則」の制定について

平成 23 年 12 月 26 日

証券・金融商品あっせん相談センター

1. 趣旨

通貨オプションに係るあっせん申立てが急増し、当センターにおけるあっせん申立ての4分の1以上を占めるようになってきている状況に鑑み、他の事業者・顧客への影響を避けつつ適切に対応するとともに、全国銀行協会における事業者負担との均衡を図る観点から、当面の措置として、「苦情解決支援とあっせんに関する業務規程」（以下「業務規程」という。）第9条の規定に基づき、通貨オプションに係るあっせん手続に関して、事業者のあっせん利用時の利用負担金の特例を定めるものとする。

2. 具体的措置

通貨オプションに係る紛争につき、あっせんの当事者となった協定事業者（業務規程第4条第1項第1号に規定する協定事業者をいう。）が当センターに納付すべきあっせん開催期日1回当たりの利用負担金は、業務規程第6条の3に定める額（5万円）に5万円（あっせんが東京、大阪以外の場所で開催される場合は10万円）を加算した額とする。

3. 施行日

平成 24 年 1 月 10 日

（注）平成 24 年 1 月 10 日以降、あっせん申立てを受理した事案から適用する。

4. 見直し

当センターは、通貨オプションに係るあっせん申立件数等を勘案して、必要と認める場合には、本規則の見直しをするものとする。

以 上